

萩の台公園におけるキッチンカー（移動販売車）出店 募集要項

1. 目的

本事業は萩の台公園における利用者サービスの向上および賑わいの創出を目的として、キッチンカー（移動販売車）の出店者の募集を行います。

2. 出店場所

公園名	住所	1日あたり出店可能台数
萩の台公園	宮崎市大字広原竹増迫 7150	2台

※指定した位置での営業（別紙位置図参照）

3. 出店期間・時間

令和7年11月1日～令和7年11月30日

原則として時間は以下の通り

搬入時間 8:30～9:30

営業時間 9:30～16:30

搬出時間 16:30～17:30

※土曜日、日曜日、祝日のみ（期間中延べ12日）

園内行事や工事等により出店不可の日がある場合があります。

4. 出店希望日

出店を希望する日程にチェックの記入をお願いします。

募集多数の場合は抽選とします。

5. 販売可能品目

飲食物（酒類を除く）で保健所から許可を得ているもの。

※物販はできません。

6. 出店料

1日あたり 3,000円

※出店料は、出店当日に現金にてお支払いください。領収証が必要な場合は事前に申し出てください。

7. 出店条件

- ・宮崎県内の保健所が発行する有効な営業許可証を有すること。
- ・キッチンカーの車検が有効であること。

- ・暴力団条例等に該当しないこと。
- ・食品賠償保険、または同等の保険に加入していること。
- ・食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有すること。

8. 申込方法

以下の書類について、必要事項を記入し、メール、FAX、持参等で公園管理事務所まで提出する。

【申込書類】

- ①出店申込書（別紙１）
- ②営業許可証の写し（宮崎県内の保健所が発行したもの）
- ③キッチンカーの車検証の写し
- ④食品衛生責任者またはそれに代わる資格の証明書の写し
- ⑤生産物賠償責任保険または食品賠償保険等の保険証の写し
- ⑥販売物メニュー表（価格、商品が分かるもの）
- ⑦誓約書（別紙２）

【提出期限】

令和 7 年 10 月 4 日

【提出先】

萩の台公園管理事務所 住所：宮崎市大字広原竹増迫 7150

Mail : haginodai@mppf.or.jp TEL : 0985-30-2163 FAX : 0985-39-5940

(担当：東峯)

※返信・連絡等は原則メールで行います。当協会ドメイン「@mppf.or.jp」からのメールを受信できるように設定をお願いいたします。

【選定方法】

書類審査および必要に応じて面談を行います。また、応募多数の場合は抽選とします。選定結果は令和 7 年 10 月 20 日までに公園管理者から出店者へ連絡いたします。

9. 注意事項

- ・キッチンカーの搬入及び搬出は公園施設や利用者に十分注意して行うこと。また、搬入及び搬出の経路は公園管理者が指定する経路を遵守し、園内移動の際はハザードランプを必ず点灯させ、徐行すること。
- ・所定の場所以外での営業はしないこととし、販売終了後は原状回復すること

- ・ 出店に必要な資機材は、出店者が用意すること。
- ・ 出店に係る電気や水道等に関しては出店者が用意すること。
- ・ 調理等で火気を使用する場合は必ず消火器を設置すること。
- ・ 出店時には必ずゴミ箱を設置すること。なお、ゴミは出店者が持ち帰って処理すること。
- ・ 出店に伴い発生する排水は出店者が持ち帰り適正に処分すること。
- ・ 公園施設を汚損、破損した場合は、直ちに公園管理者に報告すること。なお、公園管理者が必要と判断した場合は、出店者の負担において原状回復するものとする。
- ・ 出店による苦情やトラブルは出店者が迅速かつ誠実に対応し、発生した苦情の内容は速やかに公園管理者に報告すること。
- ・ 営業時に音楽を流す場合は、公園利用者や周辺住民に配慮し、音量や内容に注意すること。状況によっては中止すること。
- ・ キッチンカーや備品の破損、紛失、販売品の盗難について公園管理者は一切責任を負わない。
- ・ 営業中は公園管理者が発行する出店許可証を利用者に見える位置に掲示すること。
- ・ 販売終了後、利用人数を公園管理者に報告すること。
- ・ 出店者の都合等により出店を中止とする場合、出店料の返金等を行わない。ただし特別な理由がある場合はその限りではない。
(例) 気象警報が発令され、出店が危険な場合/公園管理者の都合による場合
- ・ 災害等の発生、園内利用者の負傷事故発生による緊急車両の通行等、緊急時には公園管理者の指示に従うこと。
- ・ やむを得ない事情により出店をキャンセルする場合、前日までに公園管理者へ連絡すること。
- ・ 売上額、利用状況について出店後7日以内に公園管理者へ報告すること。

10. 定めない事項について

本要項に定めない事項については、公園管理者と出店者との協議の上で、処理をするものとする。